

要養護児童のための社会的養護の研究（1）

—グループホームの運営をめぐって—

千葉茂明

I. はじめに

1909年1月25日にアメリカで白亜館会議（White House Conference）が初めて開かれた。第26代大統セオドア・ルーズベルトによって創設された児童福祉の全国会議である。アメリカだけでなく、世界各国の児童福祉に重大な影響を持ったと言われるこの会議で討議された注目される基本的な考えは、「家庭は文明がもたらした最高で素晴らしい所産である」（Home life is the highest and finest product of civilization）と家庭の重要性を強調したことである。やもなく家庭から引き離されて生活しなければならない児童のためには、里親がもっとも好ましく、今までの養護施設は小規模化され、家庭に近い環境を整えられる小舎制が望ましいことを具体的に示唆した。

両親の愛情の下で安定して育まれることは児童にとって最善のことであるが、しかし、様々な理由で親からあるいは家族から離れて生活をしなければならない児童は、日本全国で約3万人以上いる。これらの児童にとって第二の家庭となるべき社会的養護の場がどう存るべきか、要養護児童が安定して毎日を過ごし、社会自立のための準備が充分に計れる生活の場を今後どう改善、工夫がされなければならないかを検討する必要がある。

そのひとつとして、社会的養護の新しい取組としてグループホームが期待されているが、筆者が昭和58年11月から平成3年3月まで、実際にグループホームを運営した実践の中から「要養護児童のための社会的養護の研究」（その1）として、グループホームのありかたを考察をしていくつもりである。

II. グループホームの概要

1959年にデンマークにおいて始まった、精神薄弱児（者）も一般地域社会の中で一般人と変わらず共に生活をさせようとするノーマライゼーション（normalization）の考え方は、精神薄弱児（者）の中だけに止まる事なく、社会福祉の各分野における共通の理念として受け入れられてきた。

施設といえば、閉鎖的でしかも市街地から遠く離れた大規模収容施設といった共通の姿は、児童を正常な姿に養育する場所としては問題があり最善でないことが論議されてきた。先進諸外国においては、脱巨大施設化が進み養護施設の大半は姿を消したり施設の小規模化が進み、さらに一般地域社会の中の家庭的環境の中で、児童が育った環境に一番近い条件を備えた所で

千 葉 茂 明

生活させようとする考え方へと発展した。例えば、アメリカでは1981年よりレーガン政権下において定員25名以上の公立児童福祉施設には連邦補助金が打ち切られ、施設の小規模化や、グループ・ホームを推進した。また、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの国においては、養護施設の大半は姿を消して行った。また、精神薄弱児施設、心身障害児施設の多くは定員の削減を行い、また閉園となったところもある。これはノーマライゼーション、脱施設化といった社会福祉の理念の実現化と共に、1960年代に生じたオイルショックに起因した経済の停滞と低迷による財政の窮乏による経済的な要因により促進されたこともある。

わが国では、ノーマライゼーションや脱施設化などの理念は徐々に理解され、受け入れられつつあるが、これが現場実践にまで掘り下げて伝えられ、先進諸外国のように従来からある大規模収容施設から施設の小規模化に、グループホームや里親などの家庭的養護が社会的養護の中心的な役割を果たしていくような大きな変化は期待したほど見られないのが実状である。しかし、今後日本の全体の児童数の減少が進む中で、全国の各施設では定員割れの状態が出てきており、こうした現象の中から大規模施設が小規模化に進むことが予想される。

里親制度の停滞を打破し、要養護児童に対する社会的養護の有力な養護形態として、発展定着させようとする試みは地方自治体レベルではあるが幾つか見られる。1960年（昭和35年）神戸市で家庭養護寮促進協会（後に家庭養護促進協会に改称）が、欧米のグループホームを模して『育児の専門知識や技術を持った夫婦に3人から5人の子供を委託し、ある程度の手当てを支給する方法』の「家庭養護寮制度」を発足させ、翌36年に大阪市がそれに追随した。同43年に神奈川県では、『望ましい施設より望ましい家庭を』という観点から施設の児童を里親に委託して、児童相談所と協力して施設が直接指導していく「家庭養育センター」の取り組みがされた。同48年に東京都では、『養子縁組を前提としない、養育することを目的』とした「養育家庭制度」の運用が行われた。さらに同53年東京都児童福祉審議会より意見具申が出された「新しい社会的養護計画に向かって」の中でグループホームの施策が具体的に出され、同57年から3年間の試行期間を経て同60年には本格実施となった。全国的には養護施設の個々の施設ではすでにグループホームの取り組みがされていた所もあったが、地方自治体の制度として本格的に実施されたのはこれが初めてである。

国のレベルでは、精神薄弱者や身体障害者などの生活寮としてのグループホームは制度化されているが、養護施設では具体的な取り組みはまだであるが、徐々に制度化への機運が高まっているのは喜ばしいことである。

1) グループホームの定義と目的

グループホームは他にファミリーグループホームと呼ばれる場合もあるが、世界共通の明確な使い分けはされていない。東京都の「グループホーム制度」の分類に従い以下説明を加えると、施設が直接分園型として運営しているものをグループホームと呼び、養育家庭制度（東京

都) の中の里親家庭が里子の数を拡大して運用しているものをファミリーグループホームと呼んでいる。

A. グループホーム（分園型）

施設（本園）が直接運営するが、グループホームの家屋（分園）は一般地域の住宅街にあり、家庭的な雰囲気の中で児童6名程度の小集団と、専門性を持つ一定の施設職員のきめ細かな関わりにより、児童の養育効果を上げることをねらいとしている。グループホームは施設養護の機能拡大・機能補完として位置付けられ、施設とグループホームの間の互換性を保持し、施設では不十分な機能、つまり、地域社会との交流、家庭的で小集団生活の体験、家族、夫婦関係、家庭の役割などの学びが期待される。また、専門性を持つ施設職員が処遇に当たることから、不十分な家庭生活体験などに起因する行動上の問題の改善などが期待されている。

対象児童としては、全ての要養護児童が家庭的小集団の中で生活することが望ましいが、その中で家庭復帰が可能な比較的短期ケースの児童、個別的な処遇を要する児童、正常な親子関係や家族関係の経験が乏しい児童、家庭的生活体験の稀薄な児童、施設の大集団の中で個性が発揮できない児童、家庭復帰前の準備として訓練を必要とする児童のための家庭体験などがあげられる、また、施設、ファミリーグループホーム、養育家庭などの児童のために、緊急時の一時保護的機能をはたす柔軟な役割も期待されている。

B. ファミリーグループホーム

これは単にファミリーホームと呼ばれたりしている。必ずしも専門的資格を持つことを必要条件にしていないが、養育経験が豊富な里親による小集団家庭的養護による養育効果を目的としている。

長年の子育て経験に裏打ちされた養育知識や技術、養育観を活かし、さらに、社会的・経済的にも安定した家庭の中で児童の情緒的な発達成長が期待されている。

こうした機能を持つファミリーホームには、基本的には家庭的・個別的な処遇を要する児童で、比較的長期にわたり家庭復帰ができない児童や、正常な親子関係や家族関係の経験が乏しいため、様々な行動上の問題が現れ、段階的に正常な人間関係を学んでいく必要のある児童や、里親、養育家庭ではカバーしきれない多兄弟のケースなどが上げられる。

2) グループホームの形態

世界的にグループホームの形態は夫婦型が基本的であるが、わが国では様々な形態で運用されている。

昭和60年に、家庭養護促進協会では全国のグループホームの実態調査を行った。その調査結果から養育者の形態を中心とした分類によれば次のようになる。

① 施設分園型（施設が直接分園として運営するもの）

- a. 職員ペア型：施設の指導員と保母がペアを組み、時間、役割等を分担し養育に当たる。
殆どが男女のペアである。
- b. 女性単身型：女性職員が単身で主担当者として養育している。

千葉茂明

c. 夫婦型：夫または妻が、或いは夫婦が本園の職員で、夫婦とその家族を含んで運営している。

(2) 独立型（里親夫婦が、独立して運営している。）

a. 施設職員経験型：夫（妻）が元施設職員で、その経験を活かして運営している。

b. 里親型：長年の里親としての経験の蓄積をもとに、里親からファミリーホームの指定を受けて運営している。

家庭養護促進協会が全国26ヶ所のグループホームに実際に訪問、滞在して、実態調査を行いその結果を、イ) 本園との関わりの密度を縦軸に、ロ) 養育者と児童との関係が職業的か、親

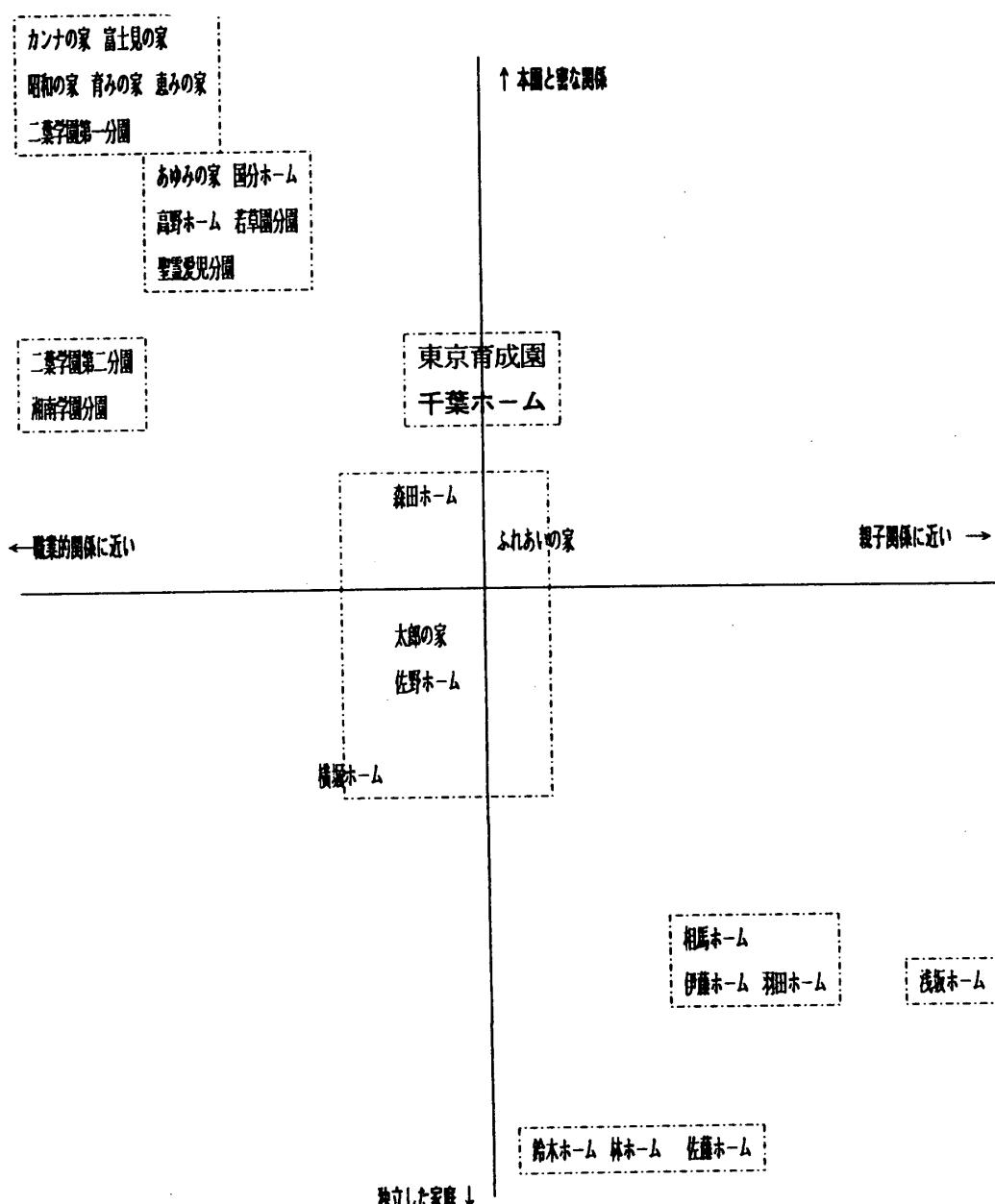


図1 日本のグループホームの特徴
(家庭養護促進協会調査より)

子関係に近いかを横軸に現して、日本で展開されているグループホームの特徴をわかりやすく示した労作が（図1）である。

III. グループホームの実践から

1) グループホームに期待されるもの

グループホームに期待される事としていろいろな所で述べられているが、それらをまとめてみると次のようなことが言える。

- ① 家庭的小集団のため、児童一人々々のニードに応えることができる。
- ② 施設の規律や、統制的な生活に比べて、自然発生的に生活が流れ、児童の自由意思が受け入れやすい。
- ③ 家庭経験の全く無い児童や、家庭、家族環境の劣悪な中で育った児童に対して、家庭、家族のイメージを持つことができることや、劣悪な家庭等のイメージの修正ができる。
- ④ スタッフが夫婦制ならば、時間によって交替することができないので、一貫した処遇が展開でき、特定の人と信頼関係を持つことにより、児童の精神的、情緒的安定が計れる。また、夫婦の役割、家族の役割等が自然のうちに学べる。
- ⑤ 一般地域の中にホームがあるので広範囲な社会経験ができる。また、地域との協力の方等が学べる。
- ⑥ 施設色がないので直接的な偏見は少なく、個人として認められやすく友達と対等の立場に立てる。

実際運営して来て、基本的にはこれらの期待には十分応えることができる事が言えるが効果として考えるときグループホームに限ったことではないが、生活した児童の能力、期間、児童の持つ問題性との関係が大きいことが言える。さらに退園後のことについては、退園先の環境に大きく左右されることが言える。しかし、児童の人生は長く、一時期の児童の行動現象で良し悪しの評価することは避けなければならない。知識だけでなく、経験的に覚えたことは必ず役に立つことを、我々の生活史を振り返って見ても言える事である。

2) グループホームと里親、養育家庭制度との関係

要養護児童に家庭的養護の環境を整えることに付いては目的は同じであるが、里親、養育家庭については職業的感覚は薄く、子育てを終えた熟練者、子供が好きな夫婦などが担っている。分園型グループホームは養護施設の専門職員が職業的に運営するものであるため職業的感覚は強いと言える。

里親は養子縁組的関係の傾向が強く、養育家庭は養子縁組的関係は強く無いが、児童と実親との関係修復はあまり期待されていない。その中で、分園型グループホームは親子の関係を保持しながら、児童の早期の家庭復帰のための家庭調整も大きな役割とされる。

分園型グループホームは本園同様にホーム日誌、育成記録などや本園職員会議での報告、ま

千葉茂明

たは、国、又は都道府県の行政からの監査もあり、運営、処遇内容が明らかにされるが、これは、児童の立場から大切なことである。

3) 対象児童の選択

基本的にはどんな児童でも小集団で、家庭的な環境で施設色のない地域の中で養育されることが望ましい、つまりどの児童でもグループホームの対象児童である事が言える。

しかし、目的設定によっては対象児童も固定化されるであろう。例えば、親がなく里親にも委託できない児童の為、親がいるが家庭に帰れない長期在籍児童の為や、本園の大集団の中では自己を発揮できない児童の為、自立を前にした児童、家庭復帰を前にした児童の訓練の為、あるいは、幼児だけのグループホームも実際に運営されていることもある。

しかし、情緒障害などの非社会的、非行などの反社会的傾向の高い児童は、地域住民からの理解を得るのが難しい事や、担当職員の力量にもよるが、特に家族を含んだ夫婦制の場合、本園からの援助体制が確立してないときは基本的には避けたほうが良いように思われる。

ホーム運営のやり易さから言えば、直接児相から移管されるより、本園で児童の行動傾向をみてから移管されるほうがよいが、基本的には児童は直接児相から移管されることも、東京都では制度上期待されており柔軟な対応が必要であろう。

4) 本園との運営上の関係

分園型グループホームは、職員は本園とは密接な関係を保つ必要があるが、児童においては本園に拘束される必要はない。本園行事にも必ず参加する必要は無く児童にとって有意義に思われるものを選んで参加する融通性が必要である。グループホーム独自の行事が自然発的に、あるいは意図的に行われることが望ましい。

施設名などは、学校や友達関係の間でなるべく使わないですむように配慮されるべきである。現実には、施設名代わりにホームの筆頭者の名前を使ったり、PTA、保護者会などでは、児童の名字で参加することができる。

5) 近隣との関係

グループホームが地域に出て運営される目的の一つは、施設枠の中ではなかなかできにくい地域社会との関わり、協力、相互扶助などを学ぶことである。

児童の家庭の多くは、隣近所との友好な関係はなく、地域から弾き出されたり、近所付き合いも交流も無いことが多く、地域との交流のありかたに問題が見られる。これら地域とのあり方を、グループホームの生活をとうして学ぶことは、いずれ社会に自立して行かなくてはならない彼等にとって大切な経験となるであろう。

現実には、毎朝夕の挨拶、世間話、共同の道路の掃除、隣が留守のときの用心、宅配便の受取り、または、到来物のお裾分けなどの交流を通じて近隣との友好な関係が蓄積できる。また、

理解が進に連れ、地域の方々による「書道教室」、「茶道教室」などの無料奉仕や、ホームまで来てお花を教えてくださったり複数の近隣の方々からの支援をいただくようになり、地域住民との良好な関係がうまれ児童の励みになることが多い。

6) 職員の呼称

児童が職員に対してどう呼ぶかは、児童と職員の関係を表す事に於いてとても大切なことである。里親型グループホームでは、『おじさん、おばさん』、『お父さん、お母さん』、『パパ、ママ』が多く、たまに『○○さん』『先生』と呼んでいる所もある。分園型グループホームでは、本園に合わせて『先生』と呼ばせている所が多い。他に、『お兄さん、お姉いさん』、『○○さん』またはニックネームの愛称で呼ばれているところもある。同じ生活をしていて先生と呼ばれるには何か壁ができてしまう気がするが、二葉学園の経験者によれば却ってけじめがついて良かったと報告されている。

私が運営していたときは、本園に習えば「お兄さん、お姉さん」になるが、実子に合わせて『パパ、ママ』の呼称となった。当時、子供達の一番呼びやすい呼称であったのかもしれない。さいわい、彼等の多くは実父母の事を「お父さん、お母さん」と呼んでいることが多く重なることはあまり無かったようである。また、一時帰宅などでは、我々の事を「○○さん」と使い別けており、混乱はなかったようである。

7) 職員家族と園児との在り方

グループホームの小さな会合の中で、ある方が「我々はとても理想的な家庭を見せることができないから自信がない」と述べられた事があった。もし、そう言った事に拘束されてホームを運営していたら難しいことである。理想の家庭とはなにから論じなければならない、一般地域社会に在る家庭を見た時、同じような家庭は一つとしてない、お互い少しのジェラシーを持ちながらも互いの違いを認め合い共存しているのである。私は、児童が育ってきた家庭が良い、悪いの観点から考えるのではなく、「君達が親子で作ってきた家庭も一つの家庭である。しかし、また、こうした家庭もあるんだ」と言う事を経験させることが大切と考える。

実子と園児との関係は時には悩まされることもあるが、『公平、平等』は基本であるが、あまり、『公平、平等』という言葉に囚われ過ぎることがない方が良いように思う。親が、我が子と思うのは自然のことであり、それを隠す必要性は無く、むしろ我が子を可愛がることから始めた方が自然であり園児が納得しやすいことであると思われる。

8) 家庭調整

要養護児童の97%に親が存在している現在の措置理由において、グループホームと言えど家庭調整を無視することは出来ない。過度の虐待や、養育放任、放棄などの措置理由においては考慮が必要とされるものの、基本的には家庭調整を努力し早期の家庭復帰を実現していくこと

千葉茂明

が大切である。特に、分園型グループホームにおいては実親との関係を切ってしまうような処遇は避けるべきである。しかし、養護施設関係者の中には、家庭で生活できないから施設に来ているのであり、親を当てにせず時には「あんな親のようになるなよ」などと、親の生き様に對して反面教師的に教える事がある。世に一人しかいない自分の父や母をそう言われることや、そう思わなければならぬ児童の心理は悲しい。人は皆不完全で弱い、誰もが幸せになろうと生きている、しかし、現実は必ずしも思い道理にはならない、父や母もまた弱さを持つ人として理解を与える指導が大切である。もし、児童が自分の家庭より、当ホームが良いということがあれば、それは考えてみれば悲しいことである。グループホーム職員は精一杯の愛情を注ぐ責務があるが、しかし、決して彼等の父母の愛情と競い合うものではない。常に親の愛情の二三歩後にあり、引き立てるものでなければならない。児童にとって、自分の家庭は、問題の発生原点でもあるが、また、家庭的養護の原点でもある。長期休暇時の実父母宅への一時帰宅や、学校行事への実父母の参加、また、時には実父母が参加して児童の問題を共に解決したり、常に離れやすい児童と実父母との距離を縮める努力が必要である。また、実父母の家庭再構築に向けての援助として、施設が持っている知識、方法、情報の提供がされるべきである。

9) アフターケアー

児童が退園した後のケアーは大切なことである。特にグループホーム在籍中は児童と職員との間が密接な関係が形成されるだけに退園後の関係もキーパーソンとして続く、と同時にいろいろな多問題も共に来ることは覚悟しなければならない。

『ホームカミングデイ』を設けて年一度ホームに帰ってくる日にしたり、『誕生会』、『ホーム行事』に招待したり、家庭訪問、電話をとうして退園後の交流を続けて行くことが大切である。しかし反面、親の元に家庭復帰していく児童の中には、自分の過去を置き去りにしたいと考えるものや、親の方がスティグマ (stigma) を感じて接触を好まないときもあり考慮される点である。

10) グループホームの勤務と休暇の在り方

グループホームは本来、勤務時間に拘束されない連続的で、一貫性のある処遇を展開ができる利点を求められているものである。里親型グループホームは独立しているため勤務時間は考えなくてすむが、分園型の場合は、施設職員の一員であるため本園職員との関係を全く無視することはできない。そこには、本園職員と同じ様に勤務時間、週休、有給などの条件は同等に考えられなければならないであろう。三人程の職員が交替制で平等に勤務を分け合う場合は別であるが、住込制の利点を求めるのであれば、主となる者は勤務時間の超越は覚悟しなければならないであろう。しかし、その為の何等かの保障を考えるべきである。数年勤務を継続したとき、使い切れなかった有給や祭日休などを含めて1、2ヶ月の有給がとれるような保障も必要である。グループホームの勤務を考えるときこの様な集中勤務の集中休暇制度が適しており、

その運用が考えられるべきである。

11) ボランティアの活用

グループホームの運営には、ボランティアの方々の援助は大きなものである。地域の方々による「書道」「茶道」「華道」などのサービスを児童に提供してくれたり、学生、元職員などによる「学習指導」「生活補助」や「行事補助」などの援助を受けられることは、職員だけでは補いきれないものを与えられる。積極的に社会資源としてのボランティアの活用は有効である。

12) グループホーム担当職員の交替と児童

グループホームの担当職員が代わるときは、共に生活している児童の事を抜きにして考えることはできない。理想としては児童が全員退園出来るときに担当職員も代わることが一番望ましいことである。児童を残したまま次の新しい職員が担当したとき、児童と職員との摩擦は避けられず、新しい職員との人間関係の再構築と共に、前任者との間で出来ている生活リズムまでも変えなくてはならず、児童にとっても大変なことであることを考慮していかなくてはならない。

13) 事務管理関係

分園型グループホームは、本園の保母、指導員が行わなければならない事務関係を全て行う。ホーム日誌、育成記録、児童方針・総括、小口会計、関係機関への提出物があることが、里親、養育家庭、ファミリーグループホームとの違いであろう。

ホームの運営費は一回々直接本園事務に請求せず、小口会計方式で行われることが多い、一定の前渡し金が支給され、「食費」「保健衛生費」「被服費」「教養娯楽費」「日用品費」「器具什器費」「修繕費」「幼児教育費」「小中教育費」「高校教育費」「各種学校教育費」などの事業費と「消耗品費」などの事務費などが、担当者の判断に任されて運営がされている。しかし、毎月の精算事務に時間が取られる欠点もある。

IV. む　す　び

戦後の混乱と窮屈のなかで、街にあふれる戦災孤児、引揚げ孤児、浮浪児対策時代から比べると現在の要養護児童の措置理由は多様化、複雑化してきている。そのための社会的養護は、施設養護だけでなく様々な受け皿が用意される必要がある。グループホームはその中の有効な一つとして考察して来た。

当初、東京都が制度として実施するに当たっては、このグループホーム制度が欧米の例のように「施設解体論」まで論議され施設運営側から危機感がでるほど、施設に取って変わる制度の発展が期待された。しかし、現時点では、期待されたほどの発展は見られていない。その原因としては、①大都市周辺で起きた異常な地価の高騰によってグループホームのための家屋が

千葉茂明

手にいれにくいこと。②労働基準法との矛盾がきちんと整理されていないこと。③施設側にグループホームに対する理解が進まないこと。④厚生省がこの制度を認めていなかったこと。などが主なものとしてあげられる。

望まずして家庭から離れて生活しなければならない児童が、自然の家庭に変わらない快適な生活ができ、豊かな子供時代が送れるための社会養護のあり方がさらに研究されなければならないことを結論に、この考察を終わります。

参考文献

1. 千葉茂明共著「保育理論」(下) 5章5節、全国社会福祉協議会、1991年
2. 大谷嘉朗他共同研究「社会的養護の今後の在り方に関する研究（調査研究編・提言編）財団法人資生堂社会福祉事業財団、1986年
3. 社団法人家庭養護促進協会「我が国におけるグループホームの現状調査と展望への提言」、1986年
4. 東京都福祉局児童部「東京都ファミリーグループホーム試行制度に関する研究報告書」、1986年
5. 秋山智久共著「社会福祉実践の思想」4章、ミネルヴァ書房、1990年